

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	大 府 市				民 間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	43 人	53.1 歳	241,100 円	276,400 円	—	—	—	—
学校給食	24 人	53.2 歳	244,400 円	280,300 円	調理師	41.0 歳	281,400 円	1.00
用 務 員	6 人	50.8 歳	230,800 円	268,900 円	用 務 員	53.9 歳	227,200 円	1.18
そ の 他	13 人	53.9 歳	239,800 円	272,500 円	—	—	—	—

※ 「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在におけるそれぞれの職種ごとの職員の基本給の平均である。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 16 年～18 年の 3 ヶ年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数

区 分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	未 満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以 上
全 体	0	0	0	0	0	0	3	5	7	11	17	0
学校給食	0	0	0	0	0	0	0	4	5	6	9	0
用 務 員	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	2	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5	6	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（2）適用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

なし

ウ 昇給昇格基準

毎年 1 月 1 日に前 1 年間における勤務成績に応じ、4 号給（57 歳を超える場合は 2 号給）を標準として昇給しています。

2 基本的な考え方

用務員については、平成 11 年 4 月以降退職者不補充としており、現在も新規の採用は行っていません。学校給食調理員については、学校ごとの給食調理員定数の見直しを行い人員の削減に努めてきました。今後も引き続き定員の適正化に努めます。その他の保育園給食調理員兼用務員については、保育園の指定管理者制度導入と共に給食調理業務の民間委託を検討していきます。

給与面については、国、県、近隣市町の動向を注視しつつ、引き続き適正化に努めていきます。

3 具体的な取組内容

技能労務職についても、勤務成績が昇給に的確に反映されるよう新たな人事評価制度の導入を検討していきます。

4 その他

保育園の給食調理業務については、平成 21 年度以降に向けて業務委託を引き続き検討していきます。